

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

第一部 海鷹丸航海調査報告 平成10年度 第73次航海報告

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/221

4.5.11.

フィジーの漁業—伝統的管理と資源維持

佐藤好明

(東京水産大学資源管理学科)

Note on the fishing history around Fiji in the Pacific Ocean

Yoshiaki Sato

(Tokyo University of Fisheries, Dept. of Fisheries Resource Management)

著者は、平成十一年一月四日から十九日迄、海事法規と海洋法の適用の実態調査並びに資料収集を目的として、フィジーから海鷹丸に乗船してニュージーランドを訪れた。その際に関係者の協力のお陰で、多くの責任者等に会って、聞き取り調査をすると共に、現地で法令や書籍を収集した。

本稿は、極めて簡単なものであるが、収集書籍を、乗船中の専攻科学生諸君に紹介したものである。研究・調査に協力頂いた高須船長初め、海鷹丸の皆さんに感謝したい。

伝統的管理と資源維持

フィジーの伝統的社会では漁業資源維持及び管理は、亀肉食を季節によって禁止するとか、亀の卵の摂取を禁止するとか、ボラの産卵地の利用を制限する事によって行なわれてきた。

Naigani とか Masovo では漁業は、神官 bete が承認したときだけに限定された。多くの村 では、漁業が特定の氏族に限定される。酋長 chief が任命する専門の漁師 gonedau は、酋長に魚を奉納する義務を負う代わりに村共同体の漁を指揮し、酋長から漁師の食物とキャバが保証された。単純な漁業方法では漁獲量が少ない為に、資源が維持された側面がある。毒流し、梁、突き漁、網漁、手釣りやリーフで逃げ遅れた魚を採集する事は、効率は低いが、一般的であった。効率的な追い立て漁 fish drive は大量の魚を必要とするときだけ行なわれる。

トーテム等によるタブーも漁業資源維持に役立っている。氏族、家族、年令、性別によって食べる事を禁止される魚の種類が異なる。Gau やその他の多くの地域では、海産魚は 戦士用とされ、淡水魚は酋長の氏族用とされている。異なる氏族が食事を共にするときには、酋長は豚を、戦士は海産魚を別々に食べる。このような禁忌が其々の種類の魚の需要の限度を規定するので、資源維持に役立っている。

海洋利用の権利関係も海洋の資源維持に役立っている。漁場は高潮線と低潮線との間の地域からリーフの外縁やリーフの沖合に及んでいる。漁業権は酋長や氏族が保有し、鯨の歯の贈物を見返りとして漁業の許可を譲渡して貰う事があるが、漁場の所有者は一部を立ち入り禁止にして魚の維持を図ることがある。

伝統的漁業は天気の変化によって左右され、不可能になる事もある。ボートは、モーター無しで遅く、魚の腐敗を考慮すれば漁師の操業地域は、距離的に制限され、沿岸、

干潟、リーフ内のラグーン、リーフ、リーフの patches 及び深海でも極く近い所に限られた。

魚の好みは近代国家ほどではなく、獲れた魚はタブーを除いて全て消費される。海老や蟹の類 (shellfish, crustaceans) も食べる。

最近では伝統的漁師でも乱獲の能力を備えるに至り、資源破壊の恐れが出てきた。フィジーは、土地の酋長に諮問した上で漁業免許を発行し、資源の枯渇を防ごうとしている。

漁場の伝統的所有者が資源をどうするか決定し、免許の数と漁業許可のタイプも関係者次第なので、再生可能水準維持という全般的目的に一致させる様、誘導する必要がある。村同士の境界争いも生じている。国内法によれば高潮線から海側は国有地とされるが、伝統的漁場所有者は免許割り当てにおける国家の役割の認識に欠けている。又漁場所有者は彼らの漁場利用に対する金銭補償をより高額に要求する様になった。

漁場管理の困難は、共有の性格にも由来する。資源管理の責任を国のみが負う場合が大半で、法の執行官が現われても、要求された事だけしかしない。使用を制限されているダイナマイトをリーフ内で使う事が今でも多い。違反者をその場で捕えない限り、規格に達しない小魚も売られる。居住地に近い伝統的漁場では、違法漁業が大きな問題になっている。その為に漁場が基地から遠くなっているのに、近接海での魚の絶滅の事実を認めようとなかなかしない。スバの漁師が Kadaru など別の所で違法漁業をして捕えられた報告が多くなっている。伝統的権威が薄らいできた為に、伝統的な資源維持手段にのみ依存するのは、不適切になってきているのかも知れない。にも拘らず伝統的慣行を守るのが最善且つ現実的な方法かも知れないと言われる。

国内法と規則

フィジーの漁業資源保護法として 1942 年の漁業令と 1966 年の漁業規則とがあり、漁獲設備、魚の大きさ、漁期、免許などを定めている。大きさについては、long tom 等については 30.5cm 以上の大きさを要求し、fire-banded parrot fish 等については 25.5cm 以上の大きさを要求している。資源維持の為に網と網目の大きさも規定し、手網は 1.5m 以内と定めているが、網目についての規定はない。投げ網は広げた状態で 3m 以上の物を言い、wadungnet は広げた状態で 5m 以上の物を言うが、幅は 4m 以下に制限されている。規定に反する網を使用すると罰金 100 フィジー・ドルか 6ヶ月以下の禁固あるいはこれら双方を科せられる。

慣習的漁業区域内での漁業には免許が必要とされ、免許の期限は一年で更新可能である。免許は、漁業課 Devison が其の土地の酋長か地主の長の承認と地方事務所 the District Office の係官の許可を得た上で発行される。

海亀漁は、11月から2月迄禁漁とされる。海亀の販売と輸出は、1990年代初期に禁止された。

漁業課は漁獲魚種の数を増やす為に、沖合漁業 offshore fisheries を奨励している外国漁師と漁業会社は 1977年の海洋空間法 Marine Spaces Act と 1979年の海洋空間(外

国漁船) 規則 Marine Spaces (Foreign Fishing Vessels) Regulation の条件を充たせば、フィジー水域内での操業を認められる。餌釣りの伝統的漁業を排除して商業的漁業を行なう補償として一晚一船 10 フィジー・ドルと 1992 年に定められ、56 件で合計 17,290 フィジー・ドルの払込みがあった。

国際法規

フィジーは他の南太平洋諸国と協調して、南太平洋諸国全体の排他的経済水域内の鮪資源の管理を行っている。南太平洋漁業フォーラム機関 the South Pacific Forum Fisheries Agency (F F A) を通じて 1983 年 5 月に地域漁船登録制度を設けて操業管理の一環としている。即ち、加盟国の排他的経済水域内で漁業を行う漁船の全てに登録の義務を課し、外国漁船には漁業免状を与えない事に合意した。例外は、この地域登録制度で有効期限内の in good standing 外国漁船のみである。

規則違反が問題になれば、当該船舶の傭船者 operator から説明を求め、参加国から免許の取り消しを求められる。証拠としては、問題とされた違反行為 offence の証拠、傭船者の答弁、当該国の有する記録が含まれる。上の取り消しが求められた場合には、F F A の理事 Director は傭船者に予告 notify をしなければならない。取り消し決定には加盟国中少なくとも 10 ヶ国の合意を要する。因みに F F A 協約批准国は、オーストラリア、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバティ、マーシャル群島、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラウ、パプアニューギニア、ソロモン島、トンガ、ツヴァル、ヴァヌアツ、西サモアの十五国である。取り消しが承認されれば、F F A 理事が加盟国に通知しなければならず、取り消しの発効は通知日の 14 日前であってはならない。有効期限の回復は、要請が全て満たされた後である。

核加盟国は、自国民を F F A 理事との連絡担当官を任命しなければならず、また、漁船登録と漁業免許に関する情報を提出しなければならない。登録の申請は傭船者が許可を求める国が行う。F F A も、加盟国に登録の情報を流さなければならない。

この制度は規則遵守に有効で、1991 年に無免許の台湾船がオーストラリアの監視飛行機によってツヴァルの排他的経済水域内で巻き網漁をしている所を写真に撮られ、交渉の後船主は、七万五千米ドルを払って地域登録のブラックリストに挙げられる事を逃れた。1990 年に年毎の登録更新の要件が導入され、南太平洋で操業する予定のある船だけを登録する事にした。以前は 2,300 隻登録されていたが、313 隻に減っている。しかし、F F A の推定では、この地域内で操業している漁船は 600 隻とされるから、実体と大分離れている事になる。

1987 年にフィジーも太平洋諸国と共にアメリカ合衆国と多辺条約を結んだ。ソ連がキリバティ、パプアニューギニア及びソロモン島で漁業している事に対抗して太平洋諸国との有効関係を維持する狙いもあり、米国自身の太平洋における資源枯渇も一因と思われる。何れにせよ、この条約によって、米国は沿岸国の排他的経済水域内における漁業資源に対する主権的権利を認め、排他的経済水域内における漁業を行なう免状を取得

する為に料金を支払う事とした。太平洋諸国は、国内法の強制としてアメリカ合衆国の漁船を拿捕しても、米マグナッソン法の下での漁業製品の禁輸の報復を、この条約のために、受けなくて済む。それまでマグナッソン法は多くの紛争を引き起こし、1982年にパプアニューギニアが米国の巻き網漁船 Danica 号を没収し、1984年にソロモン島が違法操業の理由で JeanetteDiana 号を拿捕したときに紛争が生じ、米国の感情も悪化した事に鑑みれば条約の意義は大きい。

この条約は次の事等を定めている；

- (a)米国船に開放されるのは排他的経済水域内全体ではなく、それから内水、領海及び群島水域を除いた部分である。
- (b)漁業免状を取得する事を入漁の条件とし、免状の対象は鮪のみに限定する。漁法は巻き網漁のみ。漁船登録の義務を負う。漁船は登録の有効期限内 good standing でなければならない。免許を失えば登録も抹消 withdrawn される。
申請料や免状料は米国が払い込む事。
- (c)条約違反の米国船に適用されるのは南太平洋諸国の漁業法や規則である。
- (d)米国船が条約を遵守する事を確保する義務を米国自身にも負わせた。
- (e)マグナッソン法の禁輸を科さない事。

1987年以來米国は五年間で漁業料として六千万ドルを支払った。入漁協定は十年間延長され、巻き網漁免状55件で年間一千八百万ドル支払う事になっている。55件の内5件は、ジョイントベンチャーでなければならないとの条件が付されている。前回の協定と同じ様に入漁料の15%を条約当事国で平等に分け、残りの85%を其々の国の排他的経済水域内でどれだけの漁獲があったかによって比例配分する。

フィジーは他にも関連条約として南太平洋自然保護条約、南太平洋非核地域条約及び南太平洋地域環境計画 Programme Action Plan の当事国になっている。

1980年代後半の日本、台湾及び朝鮮の刺し網漁船数の急激な増加に鑑み、F F A諸国は Tarawa 宣言(現在のウェリントン条約)に署名して、南太平洋諸国の排他的経済水域内と排他的経済水域で囲まれた公海部分のポケット内での流し網漁を禁止した。刺し網漁業家は当初強く抵抗していたが、排他的経済水域内とやがてはポケット内でも禁止に従うに至った。これに関連して国連主催の公海における流し網漁の一時停止が認められた。

南太平洋諸国内の監視能力の開発援助をフランスやオーストラリア及びニュージーランドが継続し、更に監視パトロール飛行も続けられている。監視協力についてはニウエ条約が定めている。中でも太平洋監視船をオーストラリアが提供している点が注目される。

上記の様な漁業管理・維持は漁獲量極大化の努力と真っ向から反するから、困難な問題であり続けると思われる。(完)

参考文献

- 1) J.Veitayaki, Fisheries Development in Fiji,Suva,1994.
- 2) R.Crocombe, Customary Land Tenure and Sustainable Development, Suva, 1995.